

平成 29 年 8 月 7 日

各 位

会社名 インスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
(コード番号：6656 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子
TEL 0187-54-1888 (代表)

課徴金納付命令決定の取消訴訟の取下げについて

当社は、平成29年4月12日付け「課徴金納付命令決定の取消訴訟の提起について」にてお知らせいたしましたとおり、金融庁長官が当社に対して平成29年3月14日になした課徴金納付命令決定の取消しを求める訴訟を提起いたしました（以下、「本件訴訟」といいます。）、本日開催の取締役会において、当該訴訟につき訴えを取下げることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

金融庁長官が当社に対して平成 29 年 3 月 14 日になした、課徴金 1,224 万円を同年 5 月 15 日までに納付することを命じる決定の取消しを求めるものです。

2. 訴えの取下げの理由

平成 29 年 3 月 14 日付け「金融庁による課徴金納付命令の決定について」にてお知らせいたしましたとおり、平成 25 年 3 月 28 日及び同月 29 日に行われた当社株式の買付行為、並びに平成 25 年 4 月 1 日付け「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」と題するリリースの開示をめぐって、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、審判手続が行われてきました。その結果、平成 29 年 3 月 14 日付けにて、金融庁より、納付すべき課徴金の額を 1,224 万円、納付期限を平成 29 年 5 月 15 日とする旨の決定（以下、「本件課徴金納付命令決定」といいます。）がなされました。

これに対し、当社は、審判手続きの経過及び本件課徴金納付命令決定の理由を踏まえても、本件課徴金納付命令決定には、その事実認定に重大な誤りがあり、かつ法令解釈を誤ったものであって、これを承服することはできないと判断し、平成 29 年 4 月 12 日、本件訴訟を提起いたしました。

しかしながら、当社はその後、平成 29 年 6 月 9 日付「中期経営計画策定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 32 年 4 月期を最終決算期とする中期経営

計画（平成 30 年 4 月期～平成 32 年 4 月期）を新たに策定し、外観検査装置事業、プリント基板製造装置事業、デジタルパソロジー関連機器事業の各事業において中期的な成長を確実にすることを最重要課題とし、平成 32 年 4 月期における連結売上高 40 億円、連結営業利益 6 億 5,000 万円等を具体的な数値目標として掲げて、全社一丸取り組んでおります。

また、当社は、平成 28 年 3 月 8 日に本件課徴金納付命令の勧告を受けた以降、改めて社内規程や社内の運用関係について見直した結果、自社株式売買の書類・申請フロー等について不備が認められたため、コンプライアンスの運用強化や内部監査のチェック機能の強化、自社株式売買の申請プロセスの厳格化等その運用方法や規程の改善を図るなどの対応策を実施しております。

このような状況のもと、経営幹部を含む当社の限られた人的資源を事業の推進に集中させることが、当社の中期経営計画の達成に資すること、また、本件訴訟の係属による当社の信用に対する悪影響を回避することができるとの判断により、本件訴訟を取下げることといたしました。

なお、当社は、本件課徴金納付命令決定にかかる課徴金 1,224 万円全額を納付期限までに納付しております。また、当社は、すでに平成 28 年 4 月期第 3 四半期において、課徴金引当金繰入額 1,224 万円を特別損失として計上しております。

また、本件に関する社内処分につきましては、第三者の立場から監査役会及び顧問弁護士の見解を基に決定することとし、決定後には速やかに開示いたします。

3. 今後の見通し

本件が平成 30 年（2018 年）4 月期の業績に与える影響はありません。

以 上